

## 建設リサイクル法に関する届出について

### 対象工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ面積 80 m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上 ※一括して建築する場合は各棟の合計
建築物の修繕・模様替え (リフォーム等)	請負代金(税込) 1億円以上
建築物以外の工作物に関する工事 (土木工事等)	請負代金(税込) 500万円以上

### 届出窓口

天童市内での工事については、下記のとおりです。

	区別	届出先
1	(1) 建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物に関する工事 ① 特殊建築物(法別表第1に掲げる用途 共同住宅、物品販売業を営む店舗等)に供する部分の床面積の合計が200 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 木造の建築物 下記のいずれかに該当するもの ・ 3以上の階数を有するもの ・ 延べ面積が500 m <sup>2</sup> を超えるもの ・ 高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの ③ 木造以外の建築物 下記のいずれかに該当するもの ・ 2以上の階数を有するもの ・ 延べ面積が200 m <sup>2</sup> を超えるもの (2) 建築物以外の工作物に関する工事(土木工事等)	村山総合支庁 建設部建築課
2	(1) 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物に関する工事 ① 都市計画区域内の上記1以外の建築物 (木造の戸建住宅など)	天童市 建設部建設課